

## 第6回堺市地域公共交通会議議事録

- 日 時** 平成25年9月18日（水）午前10時～11時半
- 場 所** 堺市総合福祉会館4階第3会議室
- 出席者** 波床正敏、正木啓子、古角利裕、黒田司郎、中谷靖、今村光伸（代理）、石井健章、田中秀人、藤本和往、藤原広行、加藤雅明（代理）、松下佳高、島田憲明  
（以上13名、敬称略・名簿順）
- 配布資料** 第6回堺市地域公共交通会議 議事次第  
第6回堺市地域公共交通会議 出席者名簿  
第6回堺市地域公共交通会議 配席図  
資料1 平成24年度 堺市地域公共交通会議 決算  
資料2 平成25年度 堺市地域公共交通会議 予算変更（案）  
資料3 乗合タクシーの実証運行の運行内容について  
資料4 説明用チラシ  
資料5 乗合タクシーの運行区域  
資料6 地域住民の意見を反映させた運行計画（ルート及び停留所）  
資料7 乗合タクシーの運賃について

### 堺市報告

委員の変更についての報告

### 議事録

#### 1. 平成24年度堺市地域公共交通会議決算について

波床会長 この会議も第6回となります。今までの会議で、色々な意見をいただきました。今回の議題は、具体的な運行に向けて最終案の確認の意味合いが強いと思います。お気づきの点は躊躇なくおっしゃって下さい。それでは、議事次第に沿って進行します。  
まずは、議事1「平成24年度堺市地域公共交通会議の決算」について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

波床会長 決算案について、ご異議等ございませんか。

<異議なし>

波床会長 異議がないようですので、平成24年度堺市地域公共交通会議の決算を承認します。  
それでは引き続き、議事2「平成25年度堺市地域公共交通会議の予算案」について、事務局から説明をお願いします。

#### 2. 平成25年度堺市地域公共交通会議予算（案）の変更について

波床会長 予算の変更案について、ご異議等ございませんか。繰越金があるので、それを使うということですが、よろしいですか。

<異議なし>

ただいまの予算案について、異議がないようですので、平成25年度堺市地域公共交通会議の予算を承認します。

### 3. 乗合タクシーの実証運行の運行内容について

#### (1) 地元説明および地域住民の意見の反映

波床委員 議事3「乗合タクシーの実証運行の運行内容について」の「地元説明および地域住民の意見の反映」について、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

波床会長 説明内容について、ご意見等はございませんか。第5回会議までの内容を踏まえて、地域住民の意見を反映した運行ルート及び停留所の案を報告いただいております。

石井委員 「乗合タクシーの導入をします」という資料4のチラシについて、大まかなところで市と地元で合意が得られているということですが、この会議で運行内容に変更があった場合、地元と改めて再協議するのでしょうか。

波床会長 本日の会議で仮に大幅な変更があった場合、再協議が必要だと思います。小規模なものであれば、広報活動のなかで周知することになると思います。

古角委員 新たに停留所を設置された部分で、追加されたところがありますが、その理由を教えてください。

事務局 停留所について、前回の公共交通会議で示した位置からの変更点として、例えば『自治会館や、郵便局、公園のところがいい』というような地域のご意見を反映して、実際に使われる地域の方がわかりやすい場所等に移動しました。また、追加した箇所についても地域のご意見を反映しており、道路の幅員や安全確保等を勘案したうえで、地域の方が使いやすいと思われる場所を追加しました。

石井委員 停留所の名称について、例えば私が住んでいる近所では、郵便局が2箇所あり、自治会館も2箇所あります。名称も含めて、地元と協議されているのでしょうか。区外からの利用も考えられるので、場所が明確になるような名称とした方がよいと思います。

事務局 停留所の位置については地元と協議しましたが、名称については協議していません。ご意見をふまえて名称を検討していきたいと思います。

黒田委員 以前に説明があったかもしれませんが、停留所間の利用は可能でしょうか。

事務局 例えば、『A-3番から、A-5番』など、停留所間の利用は可能です。

波床会長 前半の「地元説明及び地域住民の意見の反映」について、議論は尽くしたと思います。後半部分に移りたいと思います。

#### (2) 乗合タクシーの運行内容

波床会長 議事3「乗合タクシーの実証運行の運行内容について」の「乗合タクシーの運行内容」については、乗合タクシー事業の許可申請にあたって、本会議での合意が必要な事項ですので、後ほど議決をとりたいと思います。それでは、事務局の方から後半部分の説明をお願いします。

<事務局説明>

波床会長 事務局から説明していただいた内容を前提に、事業者の募集と許可の申請を行うこととなります。説明内容について、ご意見等はございませんか。

- 石井委員 障害者の利用について、例えば、車いす利用者は何日前の予約が必要なのか、電動車いす利用者から予約があった場合はどうするのか、といったことは具体的に決まっているのでしょうか。電動車いすは折りたためるものでも27kg以上の重量があり、セダン型車両ではトランクにも積載できないと思います。一般のタクシー事業ではどのように対応しているのか、よろしければタクシー会社の黒田委員にもご意見を伺いたい。
- 波床会長 まず、事務局にご説明いただいて、後ほど、参考意見として黒田委員にご意見いただきたいと思います。
- 事務局 車いすへの対応ですが、乗合タクシーはセダン型車両のため、一般のタクシーと同等の対応になると思います。使用車両については以前の会議でも議論があり、将来的にはワゴン車等も検討していくという結論だったと思いますので、実証運行のなかで課題等を整理したうえで、福祉対応車両を導入するかどうかも含めて検討していきたいと考えています。また、後で説明するように、乗合タクシー事業者の選定にあたってはプロポーザル方式を予定していますので、電動車いすの対応方法についても、事業者から優れた提案があれば評価したいと考えています。事業者によっては大型車両により対応可能などところもあると思いますので、資料の19ページに記載しているとおり「6名以上10名以下の車両を利用することが可能」としています。
- 波床会長 参考意見ですが、一般のタクシー事業者の対応について、よろしければ黒田委員からご説明をお願いします。
- 黒田委員 (堺地区タクシー部会会長)  
セダン型車両であってもトランクに入る車いすであれば、乗務員が積み降ろしや乗客の介助に対応しています。セダン型車両に積載できない電動車いすについては、全事業者が福祉タクシーを持っているわけではないので、事前に福祉タクシーを所有しているところに予約していただいています。また、大阪に福祉タクシーの総合配車センターがありますので、今すぐ欲しいという連絡があれば、総合配車センターのほうに連絡していただいています。
- 正木委員 乗合タクシーの運行区域について、資料5に青点線で区域が示されていますが、区域外のショートカットは可能か教えてください。
- 事務局 ショートカットについては、区域外の通行も可能であると考えております。
- 石井委員 デマンドタクシーの申込み方法について、資料4の利用方法のイメージでは、電話での申込みを想定されていますが、聴覚に障害がある方がおられるので、ヘルパーからの電話やファックスに対応できるのか教えてください。また、ダイヤについて、当該区域に全戸配布されるのか教えてください。
- 事務局 予約方法については、少なくとも電話で受け付けることとしていますが、最近であればファックスやインターネットでの予約も考えられますので、プロポーザル方式の中で、事業者から提案いただきたいと考えています。  
ダイヤの周知方法については、ダイヤだけでなく、予約の方法、乗合タクシーの概要説明等において、まずは堺市の広報誌を使うことを考えています。4月から8月にかけて地域へ説明に伺いましたが、今後の広報・周知についても、地元説明等、出来る限

りのことをやっていきたいと思います。

黒田委員 駅から駅までの予約は受け付けないとはありますが、実際に走るのに利用できないというのは合理的ではないと思います。また、仮に予約時に受け付けないとしても、例えば予約時には途中の停留所を指定して、乗車後にやっぱり駅まで行って欲しいと言われた場合はどうするのでしょうか。この文言が入っていることで、駅から駅までの利用が認可条件に反して、違反として問われることはないのでしょうか。

波床会長 以前の会議の中で議論されましたが、既存のバス事業や鉄道事業と競合するため、駅から駅までの利用は受け付けないという結論になったはずです。個人的な意見ですが、現在のルートで駅から駅まで利用すると乗車時間が長くなるので、需要は少ないのではないのでしょうか。

また、乗車後に予約内容を変更された場合の対応については、以前の会議でも、予約を2件入れて2回乗車分の運賃を支払えば、結果として駅から駅までの利用が可能になるのではないかとといった議論があったと思いますので、そのあたりも含めて事務局からご意見をお願いします。

事務局 駅から駅までは既存の公共交通機関を使って行くことができます。乗合タクシーの趣旨が、移動困難者を含め、他の公共交通機関が使えない空白地域等の移動手段を確保することなので、ご理解いただきたいと思います。この趣旨を踏まえ、現場での対応については、事業者に適切な対応をお願いしたいと思っています。実際にそういう利用がなされるのか、実証運行のなかで確認していきたいと思います。そういう利用が多ければ、対策を打ち出さないといけないと考えています。

波床会長 駅から駅までの利用は認めないということなので、事業者の方にはそれに従っていただきたいと思います。また、後ほどスケジュールのところの説明があると思いますが、実証運行のなかで見直しの機会もあります。とりあえずスタートとしては、資料3の後半部分の内容でご異議等はありませんか。

先ほどの障害者の利用に関するご意見については、プロポーザルで事業者を選定するということですので、そこで解消される可能性もあると思います。

石井委員 1つの案として、電動車いすの利用者から予約があった場合、社会福祉協議会や堺市から、一時的に手漕ぎの車いすをレンタルすることで対応していただくことも可能ではないかと思います。また、電動車いすで頻繁に利用される方は事前に利用登録してもらうことなども考えられます。事前に登録しておいていただくことで、車いすのレンタルも早くなるし、利用者の方が手漕ぎの車いすをレンタルする手続きは、堺市や事業者が斡旋することもできるのではないかと思いますがいかがですか。

波床会長 この会議は公共交通について議論する場ですが、今の提案は、福祉政策の内容になるのではないですか。現在、車いすの手配まで公共交通機関が担っている例は、ほとんどないと思います。一般のタクシー事業者もそこまでのノウハウは持っていないのではないのでしょうか。公共交通ではありませんが、福祉有償輸送という方法もあります。料金は高くなりますが、そういうものも利用できます。

石井委員 車いすの手配まではできなくとも、助言や広報、情報提供などは可能ではないですか。

路線バスには電動車いすで乗れるのに、乗合タクシーには乗れないことになりまので、実証運行を前に押さえておかなければならない課題だと思います。

波床会長 実証運行で福祉対応をどの程度考えているのか、事務局から説明をお願いします。  
事務局 多くのタクシー事業者があるなかで、電動車いすへの対応のノウハウを持っていない業者を参加要件で排除することは難しいと考えています。ただし、当然ながらプロポーザルでそういったノウハウを持っている業者を高く評価することは考えています。また、路線バスでの電動車いすへの対応についても、堺市としてはノンステップバスの普及率3割を目指している状況ですので、現在全てのバス車両が対応しているわけはありません。さらに、公共交通として、乗合タクシーと福祉有償輸送との棲み分けが非常に難しいということもあります。

方向性としては石井委員がおっしゃるとおりですが、市の施策としての全体の整合もあり、この会議で対応できると言い切れる状況ではありません。実証運行期間も含め、対応するまでの時間をいただきたいと思います。

石井委員 こちらとしては、堺市としての考えを知ったうえで、この議案について同意するかどうかを決めたかったので、今の説明でよく理解できました。

波床会長 障害者支援の部分について、いろいろとご意見をいただきましたが、「実証運行のなかで、利用状況や利用者の意向等を踏まえて、運行内容の見直しを検討すること」を附帯意見として付けて、16～20頁、補足として資料7の合意を得たいと思いますがいかがですか。

<異議なし>

波床会長 それでは、乗合タクシーの運行内容について議決します。

#### 4. 乗合タクシーの実証運行に向けた今後のスケジュールについて

波床会長 議事4 乗合タクシーの実証運行に向けた今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

波床会長 今後のスケジュールについて、ご意見等はございませんか。

藤本委員 24頁に事業者選定の評価項目がありますが、交通安全、法令遵守といった項目も含んだ内容と考えてよいのでしょうか。

事務局 2つめの「運行安全性確保」の中で、乗務員の勤務の管理や、日常的な点検、安全運行に関する教育や独自の取り組みがおこなわれているかという点などについて、評価することを考えております。ご指摘の内容に関しても、この項目の中で評価していきたいと考えています。

石井委員 同じ24頁の評価項目について、2点質問があります。1点は、事業者における利用者の利便性向上の具体的なイメージです。もう1点は、緊急時の対応について、例えば、単に事故時の対応以外に、車内で心肺停止などがあった場合なども含めて考えているのでしょうか。

事務局 利用者の利便性の向上については、大きく3点あると考えています。

まず1点目は予約の受け付け体制について、例えばダイヤによって発車する何時間前ま

でにするのか、24時間受けつけるのか等、といったことです。

2点目は配車計画について、ダイヤの時間は利用者の移動の利便性を考慮しているか、利用者が集中したときに車両が十分あるのか、といったことです。

3点目はサービス向上について、高齢者・障害者への配慮、車いすへの対応、苦情への対応、サービス向上のための研修があるのか、独自の取り組みをおこなっているのかといったことです。

緊急時の対応は、事故や心肺停止などがあった場合、処理体制が整っているか、あるいは、次の停留所に待っているお客さんへの対応、適切に代替車両できるのか等について評価したいと思います。

波床会長 議事4についても、議論を尽くしたと思います。以上で全ての議事は終了となりますが、全体を通じてご意見ごませんでしょうか。

改めて、大変貴重なご意見ありがとうございました。議事3の「乗合タクシーの運行内容」については、附帯意見付きで議決いたしましたので、事務局はスケジュールに沿って事業を進めていただきたいと思います。

事務局 次回の会議ですが、具体的な乗合タクシーの運行方法や地域への周知内容について報告することになると思います。日程については年明けになると思いますが、後日、調整させていただきます。

これをもちまして、第6回堺市地域公共交通会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上